

## 第 5 部 風水害予防計画



## 第1編 風水害予防対策

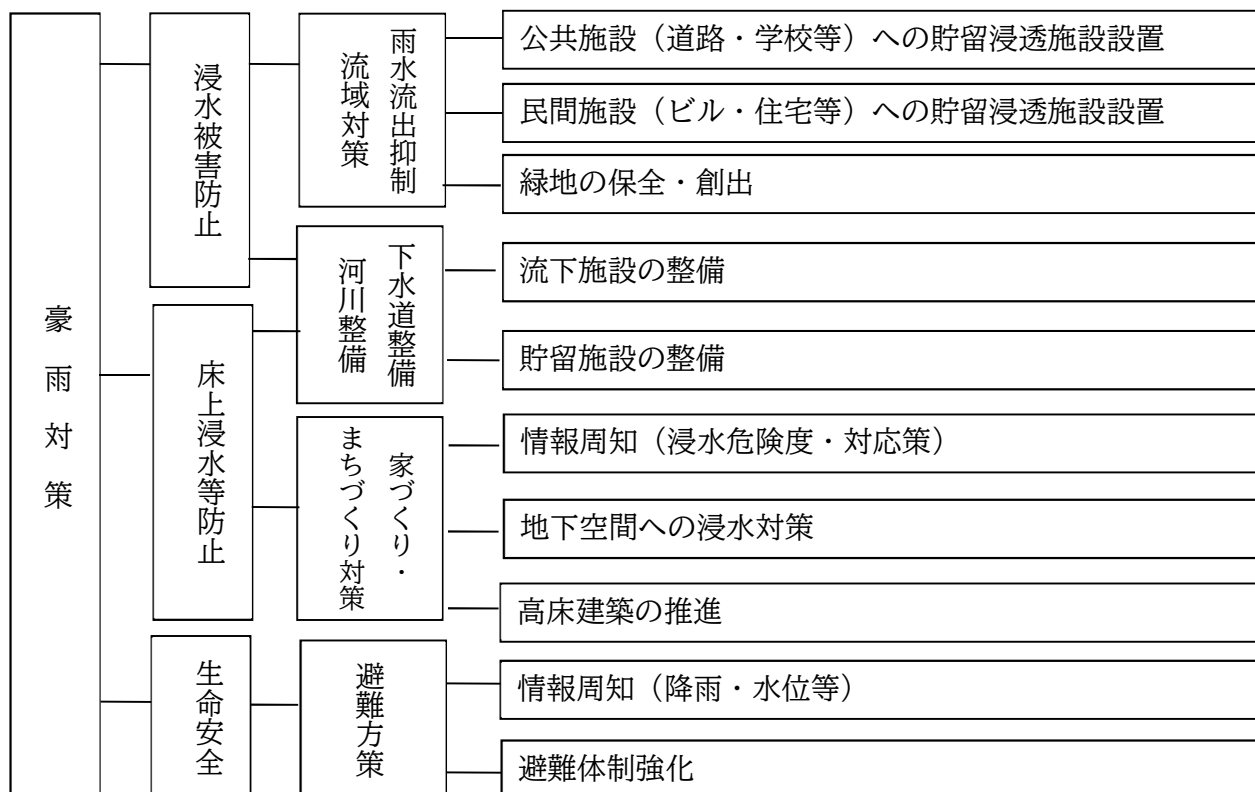
台東区では、過去には河川の氾濫による被害も含め、台風などにより浸水被害が発生し、被害をもたらしている。平成26年9月には、台東区付近で約100ミリの記録的短時間大雨情報が発表されるなどの集中豪雨による浸水被害があり、令和元年東日本台風では土砂災害警戒区域に対して避難情報を発令するなど、いわゆる都市型水害のリスクが高まっている。

そのため、都市型水害対策を含む総合的な風水害対策について、施策を推進していく。

### 第1章 豪雨対策

- 都では、平成17年9月の杉並区・中野区を中心とした時間100ミリを超える豪雨を受け、平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。  
この方針では、長期見通し（おおむね30年後）として、河川・下水道整備、流域対策により、おおむね時間60ミリの降雨までは浸水被害の解消を目標としている。
- 近年の降雨特性を踏まえ、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」が改定され、これらに基づき、総合的な治水対策を更に推進していく。
- また、施設整備を着実に推進するため、おおむね5年間の行動計画として、令和2年1月に「東京都豪雨対策アクションプラン」を策定し、豪雨対策基本方針に基づく令和2年以降の取組について、これまでの取組を加速するとともに、対策強化エリアの拡大などの新たな取組や、樋門等の施設改良など今回の台風を踏まえた取組を実施していくこととしている。

#### 【豪雨対策の体系】



## 1 東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改定）

- 頻発する局所的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組みの方向性を明らかにした。

### （1）基本的な考え方

- 今後の豪雨対策においては、長期見通し（おおむね30年後）として、時間60ミリ降雨までの浸水被害防止、年超過確率（注）1/20（区部75ミリ）の降雨に対し、床上浸水等の防止を目指し、河川・下水道整備や流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指す。

（注）年超過確率…毎年1/Nの確率で○ミリ以上の雨が降ることを意味し「年経過確率1/20規模の降雨である75ミリ以上の降雨」は、年間1/20=5%の確率で75ミリ以上の雨が降ることを意味する。

### （2）対策強化流域、対策強化地区の設定

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川や下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を図る。台東区では、神田川流域が対策強化流域に、上野・浅草駅が対策強化地区とされている。

### （3）家づくり、まちづくり、避難方策の強化

- 大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供及び災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

## 2 神田川流域豪雨対策計画（平成30年3月改定）

平成19年8月策定の「東京都豪雨対策基本方針」による七つの対策促進流域の一つとされた神田川流域において、「東京都総合治水対策協議会」は、河川や下水道の整備及び流域対策等に関する具体的な対策やスケジュールなどについて、協議・検討を行い、当面の目標水準を再設定した「神田川流域豪雨対策計画（改定）」を平成30年3月に策定している。

<神田川流域豪雨対策計画（改定）の概要>

対 象	神田川流域					
策定年月日	平成 30 年 3 月					
目標年次	（当面）令和 6 年度 （長期）令和 19 年度					
現況の市街化率	98.0%（平成 22 年）					
整備目標	<p>当面の目標（平成 29 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間 55 ミリ降雨までは床上浸水を防止</li> <li>・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保</li> </ul> <p>長期の見通し（現在からおおむね 30 年後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間 60 ミリ降雨までは浸水被害を防止</li> <li>・ 時間 75 ミリ降雨までは床上浸水等を防止</li> <li>・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保</li> </ul> <p>※ 改定した河川は、長期の見通しを整備目標とする。</p>					
対策基準	施設	単位対策量 (m <sup>3</sup> /ha)				
	公共施設（建物）	600				
	公共施設（車道）	290				
	公共施設（歩道）	200				
	公共施設（公園）	600				
	大規模民間施設（500 m <sup>2</sup> 以上）	600				
	小規模民間施設（500 m <sup>2</sup> 未満）	300				
令和 6 年度までの雨水流出抑制の目標 (6mm/hr 相当)	台東区	29,000 m <sup>3</sup>	千代田区	56,000 m <sup>3</sup>	新宿区	251,000 m <sup>3</sup>
	文京区	196,000 m <sup>3</sup>	中野区	192,000 m <sup>3</sup>	杉並区	364,000 m <sup>3</sup>
	豊島区	81,000 m <sup>3</sup>	武蔵野市	133,000 m <sup>3</sup>	その他	138,000 m <sup>3</sup>
	計 1,440,000 m <sup>3</sup>					
令和 19 年度までの雨水流出抑制の目標 (10mm/hr 相当)	台東区	56,000 m <sup>3</sup>	千代田区	90,000 m <sup>3</sup>	新宿区	362,000 m <sup>3</sup>
	文京区	261,000 m <sup>3</sup>	中野区	272,000 m <sup>3</sup>	杉並区	614,000 m <sup>3</sup>
	豊島区	142,000 m <sup>3</sup>	武蔵野市	159,000 m <sup>3</sup>	その他	208,000 m <sup>3</sup>
	計 2,164,000 m <sup>3</sup>					

### 3 流域対策の推進

- 現在進めている総合治水対策では、河川整備や下水道整備に加え、流域対策も大きな柱となっている。流域対策とは、雨水の流出を抑制するもので、貯留施設と浸透施設に大きく分けることができる。
- 貯留施設とは、雨水を一旦貯めて、河川や下水道の水位が低下した後に、ポンプなどで排水する施設である。代表例として、大規模開発地等での防災調整池や学校の校庭の地下等がある。浸透施設は、雨水を直接、地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する施設である。代表例として、浸透ます、浸水トレンチ、透水性舗装等がある。

- 神田川流域豪雨対策計画（改定）では、この流域対策で、令和6年度までに時間6ミリ降雨相当分、令和19年度までに時間10ミリ相当分の雨水流出抑制を目指しており、区では、道路の透水性舗装を進めるとともに、民間施設を対象に、雨水流出抑制施設の設置の指導等を行っている。

【雨水流出抑制施設の指導状況】

主に大規模施設		主に小規模施設	
条例・要綱の名称	指導対象（対策量）	要綱の名称	内容
○東京都台東区大規模建築物建築指導要綱	○敷地面積 300 m <sup>2</sup> 以上の建築物（500 m <sup>2</sup> /ha）	○台東区雨水貯留槽設置助成制度実施要綱	○雨水貯留槽価格、設置経費等の1/2（限度額1台あたり5万円。2台まで。）
○東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例	○住戸数 10 以上の集合住宅（500 m <sup>2</sup> /ha）		

#### 4 河川の整備

##### （1）大河川の整備

荒川などの大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合は、下流域にある台東区は甚大な被害を受けるおそれがある。そのため、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進する。

【荒川水系の現状と計画】

現状	<p>荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋りょう架替事業や高規格堤防整備を実施している。</p> <p>また、上流部においては、支川の入間川で令和元年東日本台風被害を踏まえた「入間川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。</p>
河川整備基本計画	<p>隅田川分派点である岩淵地点において、計画高水流量 7,000 m<sup>3</sup>/sec とし、下流の内水流量 700 m<sup>3</sup>/sec を加えて、河口での計画高水流量 7,700 m<sup>3</sup>/sec とし、東京湾に流下させる。</p>
実施計画	<p>中流部においては、荒川第二・第三調節池の整備や、堤防強化対策を実施する。</p> <p>下流部においては、京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施する。</p> <p>上流部においては、支川の入間川で「入間川緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水池整備等を実施する。</p>

##### （2）中小河川の整備

都内 46 河川、324km において、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等の河道整備を進めてきており、引き続き時間 50 ミリに対応する河道整備を推進する。

【中小河川整備進捗】

事業内容	区域	全体計画 (昭和49年度～)	令和元年度末 整備	令和2年度以降 整備
50ミリに対処する 護岸整備延長	区部	107.0 km	93.5 km	13.5 km

- 区部で1時間75ミリ、多摩で1時間65ミリの降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
- 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約560万 $\text{m}^3$ の調節池や分水路の整備が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の8施設で整備を進めている。

## 5 下水道の整備

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、1時間50ミリ降雨に対応する下水道施設を整備している。

大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

### （1）区部下水道の浸水対策

- 区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっている。このため、浸水の危険性が高い対策促進地区を選定し、1時間50ミリ降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。また、特に浸水被害の大きい地下街などでは、1時間75ミリの降雨に対応できる貯留施設等の整備を進めている。
- 台東区内には、蔵前水再生センターにある蔵前ポンプ所のほか2か所のポンプ所があり、蔵前ポンプ所においては、排水能力増強のため、ポンプ施設の増設を実施した。
- 台東区内では、既に供用を開始している幹線管きよに接続する主要枝線の整備及び面的な再構築事業を実施中である。

### （2）区部下水道における今後の浸水対策

区民生活と高度な都市機能を浸水被害から守り、安全に安心して暮らせる東京を実現するため、以下の取組方針のもと浸水対策を推進していく。

- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、

1時間50ミリの降雨に対応する下水道施設を整備する。

- 大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について整備水準をレベルアップした下水道施設を整備する。
- 計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

### (3)「経営計画2021」による浸水対策の推進

下水道局では令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする「経営計画2021」を策定し、上記の取組方針に基づく区部下水道の浸水対策を着実に推進していくこととしている。

台東区内では、地下街対策地区として、上野・浅草駅地区において、1時間75ミリ降雨時に地下街への雨水の侵入を防止するための施設整備を推進している。

## 6 高台まちづくり（高台・建物群）による浸水対策

- 都は、「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（令和2年12月策定）を踏まえ、東京低地帯において、高台まちづくりに向けて土地区画整理事業と高規格堤防整備の一体的実施や公園の整備を進めるとともに、避難スペースを確保した建築物の整備、建築物からの浸水区域外への移動を可能とする通路の整備など、浸水対策を促進している。また、道路の高架部などについて、緊急的な避難先等としての活用を検討している。

## 7 浸水想定区域の指定及び水深の公表

国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

## 8 浸水想定区域における避難体制の整備

- 水防法に基づく浸水想定区域図により、区は地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとされている。
  - ・ 洪水予報、警報等の伝達方法
  - ・ 避難施設その他の避難場所及び、避難路その他避難経路に関すること
  - ・ 洪水、内水、高潮に係る避難訓練の実施に関すること
  - ・ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地ただし、ウに掲げる施設については、区の条例で定める用途及び規模に該当するものに限る。
    - ア 地下街等
    - イ 要配慮者利用施設
    - ウ 大規模工場その他の施設（ア、イに掲げるものを除く）
- 区では、地域防災計画に定めたア、イの施設の所有者又は管理者に対して、浸水対策の必要性を伝えていくとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置に関する計画を作成するように指導する。また、洪水予報等の伝達方法の整備を進めていく。



## (1) 地下街等

- 地下街等は閉鎖的な空間であるため、浸水が始まれば、浸水水位の上昇が早く、水害上の危険性が極めて高い。また、地下街等にいる者は、地上の気象状況や河川の氾濫状況などの把握が困難なため、洪水の危険性の認知が遅れ、避難時の危険性も高くなるなど、人命に関わる深刻な被害も予想される。
- 水防法等に基づく、浸水想定（予想）区域図内において、地下街等（地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられる施設）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等の範囲は、次のとおりとする。

（資料第133「地下街等施設一覧」資料編P418）

### 【地下街等の範囲】

- |                               |
|-------------------------------|
| 1 延べ面積が1,000平方メートル以上の地下街      |
| 2 地階の床面積が5,000平方メートル以上の防火対象建物 |
| 3 地階に駅舎を有するもの                 |
| 4 その他、区長が認めたもの                |

## (2) 情報の伝達及び避難確保体制の整備

### ① 情報の伝達

区は前記規定された地下街等施設に対し、洪水予報等を提供する。

### ② 避難確保計画及び浸水防止計画の作成

前記（1）に規定され、台東区地域防災計画にその名称及び所在地の定められた地下街等の所有者若しくは管理者は、単独または共同して当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難及び浸水防止を確保するため、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き（洪水・内水・高潮編）（平成28年7月：国土交通省）」等を踏まえ、避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、これを区長に報告するとともに、自ら公表しなくてはならない。

## 9 地下空間への浸水被害対策

### (1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

#### ① 適切な地下利用への誘導

- 都は、地下街等の浸水被害に脆弱な施設を対象に、止水板の設置方法や水のうによる簡易水防工法の例など、具体的な対策内容を示した「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」を策定した。
- 区は、都と連携し条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

#### ② 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、施設間で連携した地下浸水対策の支援を行うなど、先行的に対策を促進する。

## (2) 施設管理者等への情報提供

区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して気象情報等の浸水危険性に関する情報を提供する。

## (3) 普及啓発

都は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

区は、浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を区民に周知する。周知に当たっては、建築確認申請の窓口での浸水対策のリーフレット配布等を検討する。

## (4) 区市町村への支援

都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

## (5) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画を作成し、区市町村長に報告し、公表する。

また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

## 10 水害ハザードマップの作成・公表

- 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所などの情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」を公表し事前に区民に周知することは、区民の危機管理意識の向上や自主避難体制の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効であるため、公表されている浸水想定（予想）区域図に基づき、水害ハザードマップを作成しホームページ等で公表している。
- 水防法の改正（平成27年5月）により、想定される最大規模の降雨を前提とした「荒川水系荒川浸水想定区域図（平成28年5月：国土交通省関東地方整備局）が公表された（平成30年9月修正）。
- 都建設局と港湾局は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表した。  
令和2年4月には、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮氾濫危険水位を設定し、令和2年7月に高潮浸水想定区域を指定した。

### 【公表済みの浸水想定（予想）区域図】

対象となる河川	公表年月	作成主体
荒川水系荒川浸水想定区域図	平成28年5月 (平成30年9月修正)	国土交通省関東地方整備局
神田川流域浸水想定区域図（改定）	平成30年3月	東京都建設局
神田川流域浸水予想区域図（改定）	平成30年3月	東京都都市型水害対策連絡会
隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（改定）	令和3年3月	
高潮浸水想定区域図	令和2年7月	東京都港湾局 東京都建設局

### 【水害ハザードマップの主な内容】

内 容	活 用
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浸水想定区域、浸水の深さ</li> <li>○ 避難場所</li> <li>○ 洪水情報、避難情報の伝達方法</li> <li>○ 防災関係機関（役所、消防署、警察署等）</li> <li>○ 気象情報の入手先など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。</li> <li>○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難誘導等を支援する。</li> <li>○ 土地利用の誘導、住まい方・建築方法などの判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料として活用する。</li> </ul>

## 11 避難体制等の整備・確立

### (1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

- 風水害対策の要である庁舎は、浸水時に機能を果たせるよう災害対策本部機能の維持を図るため、非常自家発電設備をPHRに設置する。更に荒川氾濫時の対応として、谷中防災コミュニティセンターに災害対策本部の代替機能を確保する。  
(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【具体的な取組】P201参照)
- その他防災拠点施設については、浸水しない施設を緊急避難場所として設置するなど対策の推進を行う。

### (2) 資器材、物資の備蓄

- 風水害対策活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時備蓄しておき、それらを風水害時に円滑に活用・配給できるよう充実を図る。

### (3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 区は、風水害対策として迅速かつ正確な情報収集及び伝達のために、防災関係機関との連携を図る。

## 12 広報・啓発

- 区は、浸水予想区域図や水害ハザードマップにより、区民が浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるようにする。
- 区民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をホームページやメール、アプリの配信等を通じて広める。

## 13 要配慮者の避難確保計画

「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、浸水想定区域内に位置して、区の地域防災計画にその名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化された。

区では、対象となる要配慮者利用施設を指定し、施設の避難体制を構築するため、各施設の避難確保計画の整備を促進していく。

(資料第136「水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧」  
資料編P422)

## 第2章 高潮対策

伊勢湾台風級の台風による異常高潮を想定して、都建設局及び都港湾局は河川、海岸の堤防、護岸等の整備を推進する。

また、水門閉鎖時の内部河川及び運河の氾濫を防止するため、内水排除を行う。

### 1 高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位

- 都建設局と港湾局は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表した。  
令和2年7月には、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮氾濫危険水位を設定し、高潮浸水想定区域を指定した。

### 2 高潮防災総合情報システム

- 高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を周知するため、情報発信を進める。
- 都港湾局は、都民が高潮時の迅速な避難行動等に役立てるため、「高潮防災総合情報システム」を公開し、水位・風速等の観測データや海面ライブカメラの映像、水門の開閉状況等をリアルタイムで提供している。また、海面の様子はサイトで静止画を5分おきに配信するほか、YouTubeの専用チャンネルからライブ映像を配信している。
- 高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位である「高潮特別警戒水位」に到達した場合には、瞬時に画面表示するとともに、関係区・報道機関へ情報発信される。

### 3 内水排除

- 区内の下水道は、100%整備されている。これにより異常降雨等の雨水排除は日本堤ポンプ所において吸揚し、山谷堀に放出することによって内水の氾濫を防止し、毎時50ミリの降雨に対処し得るようになっている。
- 山谷堀は区の埋立て事業計画に基づき、昭和62年度暗きょ化工事を実施し、雨水は日本堤ポンプ所から隅田川へ強制排除されている。
- 平成9年度に、蔵前水再生センター内に雨水ポンプを設置した。これに伴い、順次、雨水をポンプ排水に切り替える事業を実施している。
- 隅田川右岸及び神田川左岸防潮堤築造工事により設置された高潮対策防潮扉の管理は、「東京都下水道局高潮対策防潮扉管理要綱」及び「同実施細則」により水害対策の万全を期するものである。

### 第3章 津波等対策

(第2部第12編「津波等対策」第4章【予防・応急・復旧対策】P324参照)

### 第4章 がけ崩れ対策

がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制指導を行い、がけ崩れ防止の推進に努めていく。

#### 1 がけ・擁壁等の安全化

- 都は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督を行う。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導を更に強化する。
- 既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。  
(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」第5章【予防対策】P69参照)

## 第5章 土砂災害に関するソフト対策

### 1 土砂災害防止法

- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。
- 土砂災害防止法の対象となる土砂災害とは、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）、土石流及び地すべりの三つの現象により生じる被害をいう。

### 2 土砂災害警戒区域等の指定

- 都は、土砂災害による被害のおそれのある箇所について、危険箇所の周知や警戒避難体制の整備に資することを目的として調査し、平成15年に土砂災害危険箇所として調査結果を公表している。このうち、傾斜度が30度以上、高さ5m以上で想定被害区域内に人家が存在するなど、一定の要件を満たすものを急傾斜地崩壊危険箇所としている。
- 区内（区境を含む）において、急傾斜地崩壊危険箇所は5か所指定されている。  
(資料第87「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」資料編P334)
- 都は、土砂災害危険箇所など、土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）の指定を行っている。  
土砂災害警戒区域等の指定により、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。
- 区内（区境を含む）において、土砂災害警戒区域等は、急傾斜地の崩壊として、土砂災害警戒区域が5か所、土砂災害特別警戒区域が1か所指定されている。

【土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧表】

区域番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	備考
106001-K001	谷中二丁目	急傾斜地の崩壊	○		
106001-K002	谷中二丁目		○	○	
105001-K099	池之端二丁目		○		所在地の一部は、文京区弥生二丁目
105001-K103	池之端二丁目		○		所在地の一部は、文京区本郷七丁目
105001-K104	池之端一丁目		○		所在地の一部は、文京区本郷七丁目

### 3 土砂災害警戒情報の提供

- 都は、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に運用を開始している。

#### (1) 土砂災害警戒情報（以下本節において「情報」という。）の目的

- 東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

#### (2) 情報の基本的な考え方

- 区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。
  - ・ 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難指示等の権限者である区市町村長を利用者として考える。
  - ・ 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。
  - ・ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準ずる。
  - ・ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。
  - ・ 区市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
  - ・ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。
  - ・ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細かな雨量情報を活用する。
  - ・ 国土交通省、気象庁及び都は、区市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努める。
  - ・ 今後、新たにデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

#### (3) 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

- 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に



特定するものではないことに留意する必要がある。

また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

#### (4) 情報の発表基準

- 都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。

#### (5) 情報の伝達

- 気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- 都は、区市町村及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。

#### (6) 区の対応

- 情報を受けた区は、直ちに区民へ伝達し、台東区地域防災計画の定めに基づき行動する。

### 4 避難体制等の整備・確立

- 土砂災害の避難体制の整備にあたっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」（内閣府）や「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月）」（国土交通省）に基づき、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備している。

### 5 要配慮者の避難確保計画

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、土砂災害警戒区域内に位置して、区の地域防災計画にその名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化された。

区では、対象となる要配慮者利用施設を指定し、施設の避難体制を構築するため、各施設の避難確保計画の整備を促進していく。

（資料第136「水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧」  
資料編P422）

## 第2編 都市施設対策

電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設等について、平常時からの機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

### 第1章 ライフライン施設

#### 1 水道施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P111 参照)

#### 2 下水道施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P112 参照)

#### 3 電気施設

電気施設の災害予防対策として防災業務計画では、水害、高潮並びに強風対策について、次のとおり実施している。

これらの対策は、既設設備全般にわたって実施されているわけではないが、設備の新增設または改修に当たり、その都度、重要度及び有効性を考慮して実施する。

##### (1) 水害対策

浸・冠水のおそれのある箇所は、機器のかさ上げまたは防水・耐水構造化を実施する。

##### (2) 高潮対策

1の水害対策に準じて実施する。

##### (3) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

#### 4 ガス施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P115 参照)

#### 5 通信施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P116 参照)

## 第2章 道路及び交通施設等

### 1 道路

#### (1) 一般道路

- 道路、橋りょうは、都市生活を営む上で基幹的施設であり、特に災害時には緊急車両や物資の輸送路として重要な役割を有している。
- 国・都・区等の道路管理者は、水防計画をもとに、暴風雨による街路樹の倒木や飛散した障害物の除去、または道路冠水による交通の遮断や民地への浸水の予防に努めるものとする。

#### (2) 首都高速道路

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P102 参照)

### 2 交通施設の安全対策

#### (1) 地下公共通路等

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P103 参照)

#### (2) JR東日本

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P104 参照)

#### (3) 東武鉄道

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P105 参照)

#### (4) 京成電鉄

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P105 参照)

#### (5) 東京地下鉄

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】  
P106 参照)

#### (6) 都営地下鉄

##### ① 目的

災害発生により、都営地下鉄線内において、駅施設に被害が生じた場合の緊急点検及び応急活動を、迅速かつ的確に実施するための体制をつくり、利用者及び職員の安全確保、駅施

設の効率的な復旧と一刻も早い営業再開を図ることを目的とする。

## ② 計画と訓練

この目的を達成するため、計画を立てるとともに、責任分担をあきらかにし、編成表により適時訓練を実施する。訓練項目は次のとおりである。

### ア 避難誘導訓練

災害発生を想定し放送機器・救急用具等を活用し、ホームまたはホールの利用者及び停車中の列車内の乗客等に事態を知らせるとともに、災害箇所付近の出入口を避け、他の安全な出入口に誘導し、速やかに退避させる。

### イ 防水板取扱い訓練

地下構造の特殊性のため大雨・降雪等を予測し、各出入口に防水板を設置し、その取扱い方について、年1回程度訓練を実施する。

### ウ 防水扉取扱い訓練

防水扉の取扱いについて、訓練を行う。

### エ 各種電話取扱い訓練

連絡の徹底、通報の確実・迅速を図るため指令・構内・鉄道等各種電話の取扱い方の説明と実技を行う。

## ③ 防災設備の点検・整備

- 各駅毎に諸設備と非常用具を配備し、非常時に備え点検を行う。
- 設備・非常用具は次項のとおりである。

設備関係	防水扉・防水板・放送装置・通信機器・各種動力監視装置 自動浸水防止機 [集中監視盤(操作盤)の機能試験を行い、機能が完全であることを確認する。]
非常用具	土のう・水のう・担架・非常梯子・懐中電灯・カンテラ・ハンドマイク・救急箱

- 本所吾妻橋駅付近にずい道内防水扉（吾妻橋三丁目防水扉）を設置しており、馬込保線管理所と浅草橋駅務区合同で、機能試験を少なくとも年1回程度実施する。
- 地上に設置してある、通風口から地下への雨水等の流入を防ぐため、浸水防止機を増設して、浸水防止を図っている。

## (7) 首都圏新都市鉄道

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】P109参照)

## 第3章 文化財等

### 1 文化財

(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」第5章【予防対策】P77参照)

### 2 社会福祉施設等の安全対策

(第2部第9編「避難対策」第5章【予防対策】P258参照)

## 第3編 応急活動拠点等の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整え災害に備える。

### 第1章 活動庁舎等の整備

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【予防対策】P199参照)

### 第2章 応急活動拠点の整備

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【予防対策】P207参照)

## 第4編 地域防災力の向上

区民、事業者等は「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念とし、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していく。

### 第1章 自助による区民の防災力向上

区民は、「自らの命は自らが守る」という観点に立ち、平常時から次の事項に努める。

- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等を収集する。
- ハザードマップや台東区防災アプリ（台東防災）などで、自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握しておく。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心がける。
- 風水害においては、在宅避難を推奨しており、また高速道路の通行止め、計画運休が行われるため、震災時と同様の備蓄についても区民への啓発を進めていく。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 荒川の氾濫を伴う大規模風水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、自主的広域避難情報を発表し、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等への「縁故避難」を含む自主的な浸水区域外への避難を行うよう呼び掛ける。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難場所に行く必要がなく、むやみな外出を控える、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視映像を確認する。
- 気象情報や区の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 区や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会や自主防災組織などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えない限り「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第4編 地域防災力の向上  
第2章 地域による共助の推進

## **第2章 地域による共助の推進**

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P40参照)

## **第3章 事業所による自助・共助の強化**

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P43参照)

## **第4章 区民・行政・事業所等の連携**

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P49参照)



## 第5編 ボランティア等との連携・協働

被災者に対する効果的な救援活動を実施するために、ボランティアや活動団体、関係機関等との連携を推進していく。

### 第1章 ボランティア活動との連携

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P45参照)

### 第2章 応急対策

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【応急対策】P55参照)

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P284参照)

## 第6編 防災運動の推進

区民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練を推進していく。

各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、防災行動能力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

### 第1章 防災意識の啓発

#### 1 防災意識の啓発

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P32参照)

#### 2 防災広報の充実

##### (1) 各防災機関が行う広報内容の主な基準

- ① 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ② 各防災機関の風水害対策
- ③ 竜巻に対する備え
- ④ ゲリラ豪雨対策
- ⑤ 家庭での風水害対策
- ⑥ 避難するときの注意
- ⑦ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ⑧ 土砂災害に対する心得
- ⑨ 台風時の風に対する対策
- ⑩ 災害情報の入手方法
- ⑪ 応急救護の方法
- ⑫ 自主防災組織の活動や防災行動力の向上方法
- ⑬ 避難指示等に関する取扱い(要配慮者向け準備情報を含む。)

(2) 各防災機関の広報

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災パンフレット、ポスター等の配布               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「たいとう区安全・安心ハンドブック」</li> <li>・「各種水害ハザードマップ」、「防災ステッカー」</li> <li>・集合住宅用「集合住宅防災ハンドブック」</li> </ul> </li> <li>○ 東京マイ・タイムラインの周知</li> <li>○ 台東区防災気象情報（ホームページ）による、防災気象情報の提供</li> <li>○ 防災講話、講習会等の開催</li> <li>○ 防災普及指導員の活用</li> </ul>

- ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

3 防災教育

（第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P36参照）

## 第2章 防災訓練の充実

### 1 水防訓練

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、または被害を最小限度にとどめるため、区の地域における風水害対策活動の円滑な実施を期する必要がある。

#### (1) 水防訓練計画

##### ① 目的

水防法及び台東区地域防災計画に基づき、水防関係機関が協力して水防工法の習熟などを目的とした訓練を実施する。

##### ② 実施要領

###### 【基本訓練】

各種水防資器材を使って次の訓練を実施する。

- ア 水防事情並びに水防活動に必要な事前教養
- イ 招集及び部隊編成訓練
- ウ 情報通信訓練（情報収集、監視警戒、通信連絡等）
- エ 各種水防工法訓練
- オ 水上救出及び応急救護訓練

###### 【総合訓練】

基本訓練により修得した各種基礎技術を基にして、一定の想定のもとに総合的に実施することを主眼とし、次の事項を併せ実施する。

- ア 浸水地域内火災防ぎょ訓練
- イ 給水給食訓練
- ウ 資材調達輸送訓練
- エ 防疫訓練
- オ 情勢判断及び部隊運用訓練
- カ 防災機関との連絡、連携訓練

##### ③ 参加機関

区、区内各警察署、区内各消防署、各消防団、民間協力団体等

##### ④ 訓練時期

- 各機関の訓練は、各個または共同して毎年6月上旬までに実施する。
- 原則として台風シーズン前に実施する。

### 2 洪水予報伝達演習訓練

荒川下流部における出水時を想定し、区及び水防関係機関、地下空間管理者等との洪水予報の情報伝達演習を実施している。